

当院は保険医療機関の指定を受けています

ACT 内視鏡クリニック 院長 友利 彰寿

☆診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8：30～12：00	●	休診日	●	●	●	●	▲
13：30～17：00	●		●	●	●	●	

休診日：火曜日・日曜日（第1週午前を除く）・祝日

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東厚生局長に届出を行っています。

電子的診療情報評価料

当院は以下の指定医療機関です。

- ・保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1項）
- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等支援法
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律

☆初診料・再診料の「医療情報取得加算」

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に伴い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区 分	点 数
初診	1点
再診（3月に1回）	1点

正確な情報を取得活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

☆再診料の「明細書発行体制等加算」

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にごその旨をお申し出ください。

☆処方箋料の「一般名処方加算」

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

2024年10月

ACT 内視鏡クリニック

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、2024年10月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、2024年10月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

当クリニックは患者さんの個人情報保護に 力を入れて取り組んでいます

当クリニックは、患者さんの個人情報を下記の目的以外には利用しません。
私たちスタッフは細心の注意を払ってあなたの個人情報を守ります。

ACT内視鏡クリニック 院長

当院における個人情報の利用目的

◇ 院内での医療提供に必要なこと

- 医療サービスの提供
- 医療保険事務
 - ・ 保険請求明細書（レセプト）の作成
- 当院の管理運営業務
 - ・ 会計・経理
 - ・ 医療事故等の報告
 - ・ 当該患者さんへの医療サービスの向上
 - ・ 医療安全のために必要な報告
 - ・ その他、患者さんに係る管理運営業務

◇ 院外へ、患者さんの医療情報を提供する場合

- 医療サービスのうち、
 - ・ 他の病院、診療所、薬局等との連携
 - ・ 他の医療機関等からの照会への回答
 - ・ 患者さんの診療のため、他の医師などに意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務等の業務委託
 - ・ ご家族等への病状説明
- 医療保険事務のうち、
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 企業等からの委託を受けて健診を行った場合は、企業等へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険などにかかわる医療に関する専門の団体、保険会社などへの相談または届出など

◇ 院内で、医療機関として必要なこと

- 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 医師の臨床研修への協力
- 医療の質の向上を目的とした症例研究
- 外部監査機関への情報提供

お気づきの点がありましたら、お気軽に受付までお申し出下さい。



とっても
簡単!

マイナンバーカード

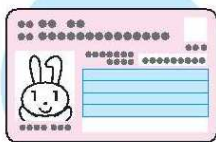
1



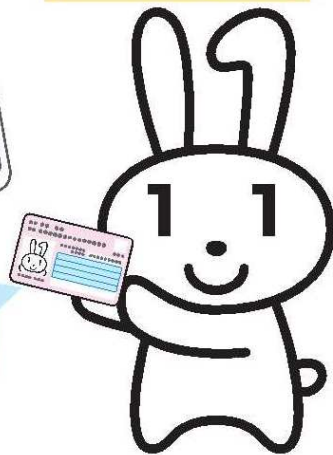
受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



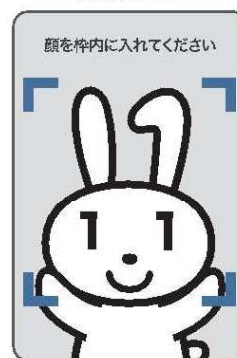
2



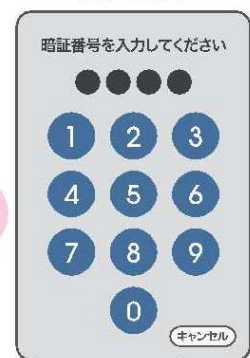
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

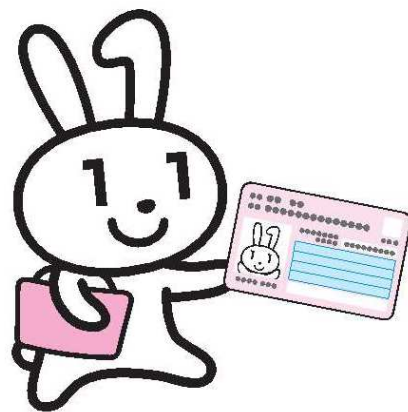
※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

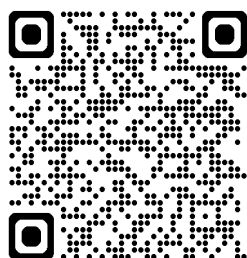
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare